

毎週火、金曜日発行（伊予日曜日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和三十三年四月に係る米子、根雨各保健所の定期監査の結果公表

監 査 公 告

鳥取県監査公告第二百五号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十三年四月に係る米子保健所、根雨保健所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十三年六月十二日

鳥取県監査委員 松 本 利 治

同 荻 原 治 郎

同 千代西尾 泰 董

同 杉 谷 正 雄

監 査 箇 所 執 行 年 月 日

米子保健所 昭和三十三年四月二十三日

根雨保健所 同 四月二十五日

米子保健所 昭和三十三年四月二十三日監査

監査委員 荻 原 治 郎
同 杉 谷 正 雄

一 管内の一般住民に対する結核検診は他所に比較し極めて不振（受診率は約一〇％）である。

この原因は検診の末端への普及の不徹底、市町村の衛生業務に対する認識の欠如等に起因していると考えられるので市町村の衛生体制確立を強力に要請するとともに積極的な自主活動促進の指導に格段の努力を致すべきである。

また管内における対象者の適確なるはあく並びに綿密なる検診計画等を策定し効率的業務運営に一層配慮されたい。

なお間接撮影台帳人員と実績報告とが不突合であつた

ので事務処理に当つてはさらに厳格に整理すべきである。

二 管内の予防接種率は五三%で前年度に比較し低下(実施人員で二二、七九九人減少)している。

また接種率においても市町村間に可成りの優劣の開きがある。本年度は米子市錦町に赤痢の集団発生(眞性一五人、保菌者五人)もみているので予防接種の完全実施を促進せしめるべく助言指導に一層配慮するとともに発生の場合の防疫措置についても開業医等の協力を要請し遺憾なきを期されたい。

三 衛生教育の普及浸透に当つては講習会、座談会、クリニック等を始め各種事業により努力しているが結核検診並びに予防接種等が不振となつてゐる実状にかんがみ地区住民に対する衛生知識の啓もう普及を図ることが先決問題とも思料されるので専任職員配置並びに活動経費の増額措置等につき再検討を加え末端指導に一層の配慮と努力を望む。

四 保健婦活動は妊産婦、保健指導に重点を置き性病、

結核検診等を実施(受診率は七〇%で前年度より上昇している)するほか受胎調節の普及事業に努力し相当の効果を挙げたことは結構である。しかし一面所内クリニック、集団検診等への協力で患者訪問は家族数一、九一二に対し訪問実施率は二七%でこの面の所外活動は充分とは認め難い。実態に即した計画のもとに検診後の事後指導に重点を指向する等保健婦活動の効率的運営に配慮されたい。

なお保健婦未設置市町に対する設置勸奨に一層努力するとともにこれら市町保健婦との業務連けについても格段の配慮を望む。

五 当管内のと畜場は一般と畜場のほか皆生簡易と畜場があり検査件数は本年六、〇二〇件(三一年四、一八四件)に達し逐年増加しているのと、と畜場が二ヶ所ある関係上毎日二名の検査員が必要であり現在検査員一名のほか食品衛生監視員二名が隔日交替に皆生と畜場に勤務している。ために食品衛生業務に多大なる支障を来すと共に不徹底に終始している実状にあるのと、

と畜検査の特殊性からしてこれが検査員の増員配置につき関係当局は早急善処する要がある。

六 食品衛生及び環境、薬事監視業務等について次の点考究善処されたい。

1 飲食店継続営業許可は期限内に更新の手續を完了するよう指導の徹底を期するとともに許可に当りこれが根拠を明確にして置くこと。

2 食品衛生監視計画は実態に即し時期等こよりよの上重点的に樹立しその推進を図ること。

3 改善指示書は適確に整備しておくこと。

4 収去検査の結果廃棄処分したものの措置を厳正にすること。

5 食中毒に対する医師届出義務履行の行政指導の徹底を期するとともに県への速報は迅速に実施すること。

6 環境衛生監視日誌並びに指示書を作成し、実態を明確にしておくこと。

7 薬事監視は兼務しているため計画に対する実績は

低調であるので、なお一層計画監視につとめること。

8 薬事登録未更新分十二件は早急処理すること。

七 経理出納その他事務処理は概ね適確に処理しているものと認められたがさらに簡素能率化を図るべき事項もあるので考究善処されたい。

なお次の点留意検討されたい。

1 収入手続並びに事務処理のうち責任区分を明確にすべきものがある。

根雨保健所 昭和三十三年四月二十五日監査

監査委員 松本利治
同 杉谷正雄

一 一般住民に対する結核検診の普及徹底に努力しているが本年度における受診率は二五、一五%で良好とは認め難く、なかでも多里村〇、一九%、根雨町〇、四七%、高宮村〇、八四%等極めて不振である。

これは結局町村側の体制不備に主因するほか山間地における地勢交通等のあいり因るものと思料せられる

ので町村実施体制の確立と自主的検診の促進指導に一層努力するとともに、さらに所においても実態に即した検査計画を樹立し効率的業務運営に格段の配りよを望む。

なお三十三年度よりレントゲン技師が一名増員予定であつたが早期充足を図ることが緊要と認められるので人事当局の善処を望む。

二 予防接種率は六四・二％で(前年度に比較し七・四％減少している)平均接種率は年々低下している。

ことに高宮村の百日咳(該当者三一人)腸パラ(二、一三一人)及び黒坂町の腸パラ(二、九一人)等の予防接種が未実施となつているが本年度は江府町に赤痢の集団発生(眞性八人、保菌者一九人)もみているので衛生思想の普及徹底と関係機関を指導督促し接種率の向上に努められたい。

三 保健婦の患家訪問は計画回数三七八回に対し五〇％を実施しているが他所と同様所内業務に追われて訪問指導が徹底し難い実状であるが、検診後の事後指導に

重点を指向する等適確なる事業計画を策定し患家訪問の効率的実施と乳幼児・妊産婦等団体指導の拡大に一層努力されたい。

なお保健婦未設置町村に対し早期設置の勧奨に配慮を望む。

四 食品衛生及び環境、薬事監視業務等について次の点考究善処されたい。

1 食品衛生事業許可手続は期限内完了するよう事前指導の徹底を図るとともに許可の根拠を明確にし早期処理すること。

2 食品衛生監視計画は実態に即するよう重点的に樹立し、監視の効果的推進について工夫すること。

3 改善指示書による指導の徹底を図り、事後確認すること。

4 樹水原高原の環境衛生につき地元町において季節清掃人夫設置等これが指導に徹底を期すること。

5 環境衛生監視日誌を作成し、事後指導に資すると。

6 販売禁止措置品の販売ルート確認による措置の厳正を期すること。

五 狂犬病予防事業について次の点留意検討されたい。

1 狂犬病予防員と捕獲人との連けいを密にすること。

2 野犬捕獲台帳を作成し、捕獲犬の処置を明確にしておくこと。

3 鑑札並びに注射済票の受払は明確を期すること。

六 自動車車庫は物置を改造したもので雨水の侵入、雨漏り等が甚だしくかつ狭あいのため現在二台のうち一台は屋外に放置している実状につき管理上、車庫の新築が緊要と認められた。

また当所敷地全部を根雨町から無償借用しているが借用地の境界、地目等を明確にし早期寄附採納手続をせしめられたい。

七 経理出納その他事務処理は概ね適切に処理していたがいまだ各種事務処理のうち簡素能率化を図るべき事項もあるので考究善処されたい。